

令和7年9月19日

大阪府教育委員会会議 会議録

1 会議開催の日時

令和7年9月19日（金） 午後2時00分 開会
午後2時30分 閉会

2 会議の場所

委員会議室（府庁別館6階）

3 会議に出席した者

教育長	水野達朗
委員	中井孝典
委員	井上貴弘
委員	尾崎えり子
委員	竹内理
委員	森口久子
教育監	大久保宣明
理事兼教育次長	東口勝宏
教育センター所長	三宅恭子
教育総務企画課長	建元真治
教育振興室長	内藤孝彦
支援教育課長	御手洗英樹
保健体育課長	木原哲也
市町村教育室長	芳野和宏
教職員室長	金森充宏
教職員人事課長	岸野行男

4 会議に付した案件等

- ◎議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について
- ◎報告事項1 令和7年度第1学期（令和7年4月1日以降8月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

5 定足数確認

（事務局）

定刻になりましたので、9月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTube配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願ひいたします。それでは教育長よろしくお願ひいたします。

（教育長）

開会にあたりまして定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、会議は成立しております。

（教育長）

それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

（1）会議録署名委員の指定

井上委員を指定した。

（2）令和7年8月26日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和7年9月定例府議会に提出された議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する件である。

【質疑応答】

なし。

【採決の結果】

賛成多数により、原案どおり承認した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員）

◎報告事項1 令和7年度第1学期（令和7年4月1日以降8月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

【議題の趣旨説明（教職員人事課長）】

教育長が専決した標記状況について報告する件である。

【質疑応答】

（教育長）

それではただいまの説明についてご質問ご意見をあわせてお伺いをいたします。挙手でお願いします。井上委員。

（井上委員）

通勤手当の不正受給で、電車とバスで認定を受けているのに自動車で通勤しているというケースをよくお見受けするのですが、これはいつもどういう形で発覚することが多いですか。

（教職員人事課長）

通勤手当につきましては、自己確認という形で、通勤届通りの定期で通勤しているかの実態を確認することを、年に1回学校で行っておりますので、そのときに定期券の写しがないとか、実態を確認したところ違うというようなことで発覚が多く出ております。

(井上委員)

通勤手当の支給は、半年分の定期券か1年分どちらでしょうか。

(教職員人事課長)

基本は一番経済的な公共交通機関を使ってということになりますので、通勤定期6ヶ月が支給額になります。

(井上委員)

すると今1年ごとにとおっしゃっていましたけれど、購入が一番経済的な半年分ということでしたら、そのチェックも半年にしていくということにはできないのでしょうか。

(教職員人事課長)

申し訳ございません。先ほど1年と申しましたが、基本的には半年に1回やっています。

(井上委員)

それはどういう形で、誰がどうチェックするのでしょうか。

(教職員人事課長)

管理職の方や事務の方から所属の学校の教職員に対して、いつやるということは事前には言わず、抜き打ちでこの期間にやりますということで、定期券の写しを出してくださいということで、確認を求めております。

(井上委員)

わかりました。半年の買い替えの時期に合わせてのチェックをしているけれども、こういう方がいらっしゃるということですか。この方とかも通勤手当で定期券を買っているけど、自動車で来ているということですか。

(教職員人事課長)

ケースバイケースでございまして、買わずに来られている方もおられますし、買ったけれども別の手法で来られているとか別の経路で来られているという方もおられます。

(井上委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

他はいかがでしょうか。中井委員。

(中井委員)

一向にこの不正受給が減らない。本当にもう、何十年前からずっと続いています。ふと思ったのですが、支給は6ヶ月の一番安いものでおそらく来ていると思います。1回のチェックではなくて、私の経験では6ヶ月定期券を買って、写しを渡してすぐ解約するなど、そういう人も過去にいました。それはおかしいと私が個人的に言ったこともあるのですが、6ヶ月に1回じゃなくて、毎月チェックするとか、すこし面倒くさいとは思いますが、何かそういう仕組みはできないでしょうか。そうすると、そういうとんでもないことをする人もいなくなると思いますし、チェック体制が厳しくなるということで、意識も高まるように思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(教職員人事課長)

支給した月に確認をするのではなくて、抜き打ちでいつやるか職員がわからないよう不定期にやっていますので、毎月定期的にやるとかではなくて、年2回、上期下期のどこかのタイミングで確認が入るということで、常に購入しておかないと証明ができないことになります。そのため、今の形でも十分対応は可能かとは考えております。

(中井委員)

それでも、こういうことが減らないということなので、やり方も考えていくべきじゃないでしょうか。何とかすり抜けようとする人がいるということが実態としてあるわけですから。これを撲滅するのであれば、今までとは違うチェックの仕方、そういうものを考えていただきたいです。私は抜き打ちでも構いませんから、その間隔を短くして管理職の方に提出するとか、時々事務監査に行ってチェックされているということもよく存じ上げていますが、それ以外に、学校の中できちっとするような、そういうシステム作りを少し考えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(教育長)

他はいかがでしょうか。森口委員。

(森口委員)

盗撮の問題が今様々なところで取り上げられていますけれども、以前にもお聞きしましたが、業務上、スマートフォンを持ち込む必要というのは基本的にはないだろうと思うので、私的なスマートフォンをどのように管理しているのかをもう一度ご質問したいと思います。それともう一点、府教委の取り組みのところで、今回上がった事案の中で大変若い先生の事案もありますので、年配の先生方は何度かこういう取り組みの研修会とかを受けられたから、全くそういう事件と関わりのない先生も受けられた可能性はあると思いますけれども、こういった研修というのはどのぐらいの回数でやっているのか、毎年のように全ての人を

対象にこういう研修会をされているのか、そのあたりを教えてください。

(教職員人事課長)

まず1つめの私的なスマートフォンといいますか、そこにつきましては現在各学校の方に、今まで学校の実情に合わせていろいろな使用ルールを決めていますので、まずそれを一旦把握しようということで、現在調査中でございます。それを取りまとめまして、また府としての考え方を示していきたいとそのように考えているところです。

研修の方ですけれども、基本的には年2回、公表時の通達を出しておりますので、そこで校内研修をしっかりやってくださいということも入れております、年に2回以上はやっていただいているだろうというところです。

(森口委員)

ご説明ありがとうございます。スマホに関しては生徒たちに対して比較的厳しい態度をとっておられると思いますので、やはり教職員の方はもう少ししっかりとした対応を早急にしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(教育長)

他はいかがでしょうか。竹内委員。

(竹内委員)

今回、校長先生からのパワーハラスメントという事案が報告されております。府教委が行っている研修は、校長先生を通して教諭の先生方に周知しているということですが、一方で校長先生や准校長先生に対してはどのような研修をされているのでしょうか。教えて頂けますか。

(教職員人事課長)

校長先生につきましても、府の通達の中に校内研修で使っていただく資料等、また管理職としての立ち位置での気にしていただかないといけない点も含めておりますので、そういう点も含めて研修をしている形になっております。

(竹内委員)

ということは、特別に校長先生や准校長先生に向けての研修はないのでしょうか。

(教職員人事課長)

年に数回校長会がございますので、そちらで教育庁の事務局からそういう点については注意喚起させていただいております。

(教育長)

他はいかがでしょうか。尾崎委員。

(尾崎委員)

一点教えていただきたいのですが、府教委の主な取り組みというところの最後にいじめ等のアンケート、セクシャルハラスメントに関するアンケート等を適切に実施するということがありますが、教員や校長が見る前提のアンケートではなかなか生徒が書きづらいなど思う中で、どのような形でアンケートをとっているのか、また外部の機関に子どもたちがSOSを出すことができるのかというところを教えていただけますでしょうか。

(教職員人事課長)

いじめ等のアンケートは子どもたちの状況を把握するために取っているのですが、やはり書きにくいこともありますので、LINEの相談窓口もございます。子どもたちがSOSを発信する窓口については、LINE相談も準備していますので、そちらでも受けるような形をとっています。

(尾崎委員)

ありがとうございます。教員が同僚または上司に対してというところのアンケートは実施されていますか。

(教職員人事課長)

教員向けにつきましても大体隔年おきぐらいに教職員向けのアンケートを行っておりまして、ちょうど今年度下半期で実施する予定で、今準備しているところです。

(尾崎委員)

それは学校が取るのか、それとも学校の上司とかを飛び越えて違うところに結果が行くようになっているアンケートですか。

(教職員人事課長)

当課からそのアンケートを発出する予定で、直接オンラインでできないかということを考えておるところです。先生に直接入れていただいたものをこちらが集約できるような、そういうことを考えております。

(尾崎委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育監)

少し補足ですが、生徒に対するセクシャルハラスメントアンケートは数年前から課題になっている中で、学校はいじめに関するアンケートを基本的に年3回行っています。ただそれ以外に今おっしゃったセクハラ等については学校に直接言いにくい、そういう生徒もいることから、学校に回答するのではなくて、おそらくWebを活用していたと思うのですけれども、直接そういう調査機関に委託する中でとっているアンケートも、これは何月何日にということではなくて期間を設けて、その期間内に出してくださいという形で実施しております。

(教育センター所長)

もう一つ補足をさせていただくと、先ほどLINEを使った相談というものがありましたけれども、教育センターの相談室ではLINEだけではなくて、メールや電話で子どもたちから相談を受ける体制はとっていますので、何がしかの形で子どもたちは学校を通さずにそういう訴えができるような形はとっています。

(尾崎委員)

ありがとうございます。

(教育長)

他はいかがでしょうか。

(井上委員)

さきほどおっしゃっていたアンケートは教育センターに直接来るということですか。

(教育センター所長)

教育センターにつきましては相談の形ですので、アンケートの集約をしているわけではないです。

(教育監)

先ほどのセンターの分とは別に業者に委託して行うアンケートについては、先生が見ることはできません。一旦その委託された業者が集約して、それが教育委員会の事務局にファイドバックされる。調査できるものについては、調査していくことになっています。

(教育長)

他はいかがでしょうか。竹内委員。

(竹内委員)

今のお話と関係していますが、教諭の先生の場合、ハラスメントがあったときの窓口もしっかりとあって、そこは当然のことながら、上司は通さずに相談が出来るというふうに設計されているという理解でよろしいでしょうか。

(教職員人事課長)

職員のハラスメントの窓口につきましては、合計4つ置いております。学校現場の管理職、それと我々教職員人事課、大阪府全体の職員のそういう相談のところと、外部の委託で窓口を設けているものがありますので、どこに入っても事実確認をした上で府庁において調査をしていくという形になっています。

(竹内委員)

教職員もしっかりとやられているということで理解しました。ありがとうございます。

(教育長)

他はいかがでしょうか。井上委員。

(井上委員)

細かいですが、生徒は一定の期間内にアンケート形式でハラスメント被害を受けたら書いて提出ということで、リアルタイムではないということでしょうか。例えば、今日被害を受けたのであればそれを何か外部機関、さきほどの教職員の方々の窓口でホットラインみたいな形で申告するという、そういう窓口があるというわけではないのでしょうか。

(教育監)

詳細の説明は調べてきちんとさせていただきたいのですが、数年前に私が教育振興室にいるときは、当初紙で始まりました。紙で配布して、郵送で委託業者に届くというアナログな方法でやっていたのが、今は1人1台端末がありますので、Webでの回答になりました。ですから、業者が集約するタイミングは、毎日やってくれるわけではないので、どこかのタイミングで届いたものについて精査をして事務局に戻してもらう、事務局の方でさっきも申し上げたとおり、中には特定できないような相談もありますので、特定ができるもので対応すべきものについては、その次のステージに進んでいく。そんな段階でやっておりますので、毎日リアルタイムにアンケートに対応しているわけではありません。ただセンターが行っている相談は、当たり前ですが、メールやLINE、電話などでも受け付けていますので、そういう意味ではリアルタイムな対応も一定可能になるかと思います。

(井上委員)

わかりました。生徒の立場と保護者の立場からすると、やはり2つポイントがあるかと思いまして、まず第三者に届くというところ、ここは即時性があるということが大事かなと思っておりまして、1つめのことに関して言うと、やはり生徒も親も、学校の先生や教育センターというと、何となくそれがまた学校の先生にいって、何か自分に不利益を被るのではないかというような心配がゼロじゃないと思いますので、やはり第三者の機関で把握していくだくというのが1つです。そういうハラスメントの被害はいじめと似ているようなものがあると思っておりまして、やはり本当に何とか解決してもらいたいという人は、早く解決してもらいたいということが求められているのかなと思いますので、これもおそらく費用とのバランスにはなってくるかと思いますけれども、できれば何かそういったハラスメントを受けた人が訴えたら即時に対応できるようなこと、もしくは即時性が担保できないのであれば、その期間を極力短くしてすぐに対応していくということが、生徒もハラスメントで学校に行きたくないというのであれば道筋になるかなと思いますので。外部の機関で把握しているということと、できる限り即時性を担保していくということはその方向で何かお考えいただければありがたいと思います。

(市町村教育室長)

今の井上委員のお話で言いますと、被害者救済システムというシステムがありますて、これは外部の相談機関に委託をして、電話番号を子どもたちに伝えていますのでそこにご連絡いただいて第三者の相談とかアドボカシーセンターという形で子どもたちの意見を受けていただることになります。緊急性のあるものについてはご連絡いただいて、その解決に向けて調整を図るということもやっております。

(井上委員)

もう1つは、例えばそういったセクシャルハラスメントみたいなこと、これはかなり明らかなものだと思うのですけれども、パワーハラスメントを先生が受けた場合は、どういう形で上がって誰が判定しているのでしょうか。なぜかと言いますと、企業でもしばしば起こることで、例えば上長が部下に対して指導していますと、上長は指導のつもりでも部下はその人が気に入らないと思ってハラスメントだと言っているケースもありますので。ただそこは各企業も、冷静に判断して、それはハラスメントではなく過剰な申告だということは、訴えた者に対して言うのですが、例えば生徒から一定の期間で上がってきたもので何か強く叱責を受けたというようなことに対して、ハラスメントじゃなくて指導の一環だということを、誰がどう判断されているのかを教えていただきたいです。

(教育長)

論点としては、生徒が先生に対してではなく、教職員が上司に対してということでしょうか。

(井上委員)

違います。生徒は、例えば先生から強く叱責を受けたものを、第三者が見てこれが指導じゃなくてハラスメントだということなら、ハラスメント認定をして先生に注意しないといけないと思うのですけれども、先生が指導だと思ってやっていて、事務局の中でも指導だということでしたら、この生徒に対してこれは指導の一環なので過剰な申告ですという、こういう判断を今誰がどうされているのかということを教えていただきたいと思います。

(教職員人事課長)

学校の方でそういう事象が発生した場合ですけれども、当然保護者の方なり、生徒からの申し出があって、まず学校の方で事実確認されていますので、その上でハラスメントに該当しそうだということになりますと、当課に報告が来るようになっていますので、こちらから調査に入るようになっております。

(井上委員)

どうしてこの質問をしたかと言いますと、1つはもちろん生徒を守るというところも非常に大事だと思っているのですが、一方で先生を守るといいますか、何でもかんでもハラスメントというふうになってくると、先生が指導しにくくなるということになりますので、そこは配慮していかないといけないと思いますので、そういったことで公正にご判断していただいているということであれば、それを続けていただければと思います。以上です。

(教育長)

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご質問およびご意見も尽きたようですので、この件については終了といたします。

7 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

次回の教育委員会会議の日程につきまして、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

次回会議は10月20日月曜日14時からの予定です。

(教育長)

それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上